



福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第3項に基づく区域等を次のように指定する。

1 指定する区域 別図に示す、福岡市西区今津 2065 番外 560 筆（今津〔緑町町内会〕）

2 指定する建築物 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅  
 (2) 建築基準法施行令第130条の5の2に規定する店舗等  
 (3) 共同住宅又は長屋（延べ面積が300平方メートル以下であって、各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。）

別 図  
区域指定の区域

境界説明表		境界説明表	
区分	説明	区分	説明
1~2	道路中心	37~38	道路中心
2~3	見通し界(3~4延長)	38~39	見通し界(39~40延長)
3~4	地番界	39~40	地番界
4~5	道路端	40~41	見通し界(39~40延長)
5~6	地番界	41~42	道路中心
6~7	見通し界(5~6延長)	42~43	見通し界(43~44延長)
7~8	道路中心	43~44	地番界
8~9	見通し界(9~10延長)	44~45	道路端
9~10	地番界	45~46	地番界
10~11	道路端	46~47	見通し界(45~46延長)
11~12	地番界	47~48	道路中心
12~13	道路端	48~49	見通し界(49~50延長)
13~14	見通し界(14~15延長)	49~50	地番界
14~15	地番界	50~51	見通し界(49~50延長)
15~16	道路端	51~52	道路中心
16~17	地番界	52~53	見通し界(53~54延長)
17~18	道路端	53~54	地番界
18~19	見通し界(19~20延長)	54~55	見通し界(53~54延長)
19~20	地番界	55~56	水路中心
20~21	見通し界(19~20延長)	56~57	見通し界(57~58延長)
21~22	道路中心	57~58	地番界
22~23	見通し界(23~24延長)	58~59	見通し界(57~58延長)
23~24	地番界	59~60	道路中心
24~25	見通し界(23~24延長)	60~61	見通し界(61~62延長)
25~26	道路中心	61~62	地番界
26~27	見通し界(27~28延長)	62~63	見通し界(61~62延長)
27~28	地番界	63~64	道路中心
28~29	見通し界(27~28延長)	64~65	見通し界(65~66延長)
29~30	道路中心	65~66	地番界
30~31	見通し界(31~32延長)	66~67	見通し界(65~66延長)
31~32	地番界	67~68	水路中心
32~33	見通し界(31~32延長)	68~69	道路中心
33~34	道路中心	69~70	見通し界(70~71延長)
34~35	見通し界(35~36延長)	70~71	地番界
35~36	地番界	71~1	見通し界(70~71延長)
36~37	見通し界(35~36延長)		

